

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社 御中

2025年 4 月 15 日

この申請書類および添付した資料に記載されている事項は、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲内で、当公益信託の運営委員・信託管理人・委託者が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属等の情報が主務官庁へ提供されることについて同意のうえ応募します。

「申請時の留意点」をご参照ください。

氏名 三菱 太郎

三菱

【添付書類】

| | | | | | |
|--------------------------------|---|---|--------------------------|---|---|
| 1. 登記事項証明書または審判書(写)、任意後見契約書(写) | 1 | 通 | 5. 収支計算書（申請対象期間の1年分の合計） | 1 | 通 |
| 2. 財産目録（直近） | 1 | 通 | 6. 後見事務報告書（申請対象期間の1年分）※1 | 1 | 通 |
| 3. 成年被後見人等の所得証明書（前年分） | 1 | 通 | 7. 受任経緯等 | 1 | 通 |
| 4. 直近の報酬付与審判書(写) | 1 | 通 | 8. 1～2枚以内のA4用紙レポート※2 | 1 | 通 |

※1「後見事務報告書」は家庭裁判所に提出した申請対象期間のもの。

※2 レポート：被後見人等の様子や訪問時の後見活動記録を中心として申請対象期間の状況を簡潔に記載。

被後見人等への「意思確認」「身上保護」についても記載。

| | | | | |
|--------|--|----------------------|---|---------------------------------------|
| 本人 | | | | |
| ふりがな | しんたく はなこ | 生年月日 | 年齢 | 性別 |
| 氏名 | 信託 花子 | 明・大 曜・平 13年 3月 4日 | 85 歳 | 男・ <input checked="" type="radio"/> 女 |
| ふりがな | とうきょうとちよだくまるのうち | | | 収入 |
| 住所 | 〒100-8212 東京 千代田区丸の内1-4-5 | | 2024 年度 1 百万円 | |
| 電話番号 | 03(1234)5678 | 居住区分 保有資産状況 | (自宅・施設・病院) ←いずれかに○ 資産総額 1 百万円 (不動産 0 百万円, 預貯金 1 百万円) | |
| 後見等の種別 | (該当する種別を選択してください。) <input checked="" type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 被保佐人 <input type="checkbox"/> 被補助人 <input type="checkbox"/> 任意後見契約の委任者 | | | |

| | | | |
|---------------|---|-------------------------------------|--|
| 後見人等 | | | |
| ふりがな | みつびし たろう | 資格 | 登記番号 |
| 氏名 | 三菱 太郎 | 司法書士 | 2017-1234 |
| ふりがな | とうきょうとちよだくまるのうち | | |
| 事務所所在地 | 〒100-8212 東京 千代田区丸の内1-2-3 | E-mail | abcdefghijkl12345@tr.mufg.jp |
| 電話番号 | 03(9876)5432 (日中のご連絡先) | 申請対象期間中の【本人】に関する状況 (※記入必須・50字以内) | 施設に入所されており、体調は良好。 |
| 後見等の種別 | (該当する種別を選択してください。) <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 保佐人 <input type="checkbox"/> 補助人 <input type="checkbox"/> 任意後見契約の受任者 <input type="checkbox"/> 監督人(*資格) | | |
| | * 監督人の場合は監督する任意後見人等の資格(例：司法書士・社会福祉士等)を記入ください | | |
| 助成金申請対象期間(※3) | 西暦 2024 年 4 月 ~ 2025 年 3 月 (12 ヶ月) | | |
| 本人への訪問状況 | 申請対象期間中の【本人】への訪問の実施回数 (記入必須) 10 回 | 申請対象期間中の訪問実施回数をご記入ください。 | の訪問日(月/日) 4/10, 5/18, 7/22, 8/22, 10/5 11/1, 12/15, 1/20, 2/10, 3/10 |

※3 まだ報酬付与の審判申立てをしていない期間が助成対象期間となります。最長1年(12ヶ月)です。既に報酬付与の審判がおりた期間や2025年4月以降の期間は申請できません。

○受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、申請者の個人情報を、公益信託業務を遂行するために必要な範囲内に限定して利用致します。